

東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業

入札説明書等に関する質問回答(2回目)



令和4年10月14日

東 根 市

＜ 入札説明書に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	a	質問	回答
1	業務の内容及び範囲について	4	I	1	(8)	3)	カ			入札説明書内において、給食の運営等業務の中で「カ 給食の運営等に係る光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）」という業務内容がありますが、要求水準書 3 頁の同様の項目にはこの記載がございません。どちらが正しいでしょうか。	ご質問について、入札説明書に記載のとおり、「カ 給食の運営等に係る光熱水費の管理・支払業務（維持管理業務で必要となる光熱水費を含む。）」は、選定事業者が実施する業務の範囲に含まれます。
2	入札説明書に関する質問回答 No. 7									「その他費用の支払い」について、「ア調査・設計業務」、「エ工事監理業務」、「オ各種申請等業務」に対するサービス購入費及び「カその他費用」の合計額を、「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」までの各業務に要する費用の割合で、それぞれ（「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」まで）に按分（上乘せ）して支払うものとし、また「カ」については、例えば「履行保証保険の加入費用」や「SPC 弁護士費用」のように、各項目に按分することが不適当なことが想定されます。この場合においては、「カ」についてのみ、発生のタイミングに最も近い項目に、適宜計上することを認めていただくことはできませんでしょうか。	ご質問について、【「ア 調査・設計業務」、「エ 工事監理業務」、「オ 各種申請等業務」に対するサービス購入費及び「カ その他費用」の合計額を、「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」までの各業務に要する費用の割合で、それぞれ（「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」まで）に按分（上乘せ）して支払うものとし、【「ア 調査・設計業務」、「エ 工事監理業務」、「オ 各種申請等業務」に対するサービス購入費は、「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」までの各業務に関連する費用の実態に則して割り振るものとし、「カ その他費用」は、「蒸気配管の更新業務」から「野菜スライサーの更新業務」までの各業務のうち、発生時期が最も近い業務に割り振るものとし、【に修正します。 なお、当該割り振った内容が正確に把握できるよう、＜様式 2 2＞の各項目・各年度の金額の下段（[※]の箇所）に、「ア 調査・設計業務」、「エ 工事監理業務」、「オ 各

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	a	質問	回答
											種申請等業務」及び「カ その他費用」のうち割り振った（含まれている）ものを金額も含めて具体的に記載してください。
記載例											
		項目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	計	算定根拠		
建設業務		12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	12,345	61,725			
ア 蒸気配管の更新業務		※ 1,234	※ 1,234	※ 1,234	※ 1,234	※ 1,234	※ 1,234	6,170			
3	施設等更新等費相当分の支払等について	23	IV	6	(2)	2)	ウ			「市は…40 日以内に支払う…」とありますが、「…30日以内に支払う…」の間違いではないでしょうか。	ご質問について、施設等更新等費相当分の支払は、適法な請求書を受理した日から 40 日以内に行います。ちなみに、施設等維持管理費相当分、給食運営等費相当分の支払は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に行います。
4	企業向けサービス価格指数	27		6	(4)	3)	イ	①		企業向けサービス価格指数 2015 年基準においては「給食受託」ではなく「給食サービス」という項目名が使用されております。本事業においては「給食サービス」の指数を用いると読み替えて宜しいでしょうか。	ご質問について、ご理解のとおりです。ご指摘箇所の「給食受託」を「給食サービス」に修正します。

< 様式集に関する質問回答 >

番号	項目	頁	様式	章	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
5	提案書類の提出書類について	5		2	5	5	1			「<様式 2 1>については、EXCEL データ（CD-R に保存一式）についても持参により提出してください。」とありますが、今回様式集<様式 2 1>については Word データにて共有が行われております。EXCEL データについても共有いただけないでしょうか。また、共有いただけない場合については、サイズや書式等指定はございますでしょうか。	ご質問の前段について、EXCEL フォーマットは、計算式等の錯誤を排除するため、入札参加者で作成してください。 ご質問の後段について、脚注に記載（1 A 3 版（横使い）1 枚で作成し、A 4 版に折り込んでください。2 入札参加者の判断で、本様式とは別に、本様式を補足する自由様式の書類を追加することも可能です。この場合は、様式ナ

番号	項目	頁	様式	章	1	(1)	1	ア	①	質問	回答
											ンバーに枝番を付加し、電子データにも加えてください。) のとおりとしてください。
6	3) 資金計画 (中期事業収支計画表・損益計算表) 及び (中期事業収支計画表・資金収支計画表等/キャッシュフロー計画)	42	21		7					<様式 2 1>のデータの提出については、それぞれ資金計画 (中期事業収支計画表・損益計算表) について CD-R を 1 部提出、資金計画 (中期事業収支計画表・資金収支計画表等/キャッシュフロー計画) について DVD-R を 1 部提出と、計 2 部の提出という認識でよろしいでしょうか。	ご質問について、提案書類の提出書類は紙媒体とともに、<様式 1 7>から<様式 4 3>まで (<様式 2 1>を含む。) の PDF データ (テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモード) と、<様式 2 1>の EXCEL データ (計算式を含む。) を、同一 (1 枚) の電子媒体 (「CD-R」又は「DVD-R」) に書き込んで提出してください。なお、説明文中で「CD-R」と「DVD-R」との記載がありますが、原則、「CD-R」とし、容量が不足する場合は、「DVD-R」を使用してください。
7	調査・設計業務について	45	27					ア		建設業務、調理設備業務において () 内に記載の全ての項目について調査・設計業務の実施内容とともに、創意工夫項目や配慮項目等を記載すると 1 枚に収まりきらない可能性があるため、枚数を任意とさせて頂けないでしょうか。	ご質問について、脚注の「◆ A 4 版 1 枚に、具体的に記載してください。」を「◆ A 4 版 3 枚以内に、具体的に記載してください。」に修正します。
8	工事監理 (管理) 業務について	48	30					ア		建設業務、調理設備業務において () 内に記載の全ての項目について工事監理の実施内容とともに、創意工夫項目や配慮項目等を記載すると 1 枚に収まりきらない可能性があるため、枚数を任意とさせて頂けないでしょうか。	ご質問について、脚注の「◆ A 4 版 1 枚に、具体的に記載してください。」を「◆ A 4 版 3 枚以内に、具体的に記載してください。」に修正します。
9	入札参加者等を特定できる記載の禁止について	4		2	3	(1)				今回提出書類については、9 部提出とございますが、正本・副本と分ける必要はないという認識でよろしいでしょうか。また分ける場合については、「<様式 1 7>から<様式	ご質問について、「正本」と「副本」に分ける必要はありません。したがって、「正本」のみに企業名対照表を付ける必要もありません。

番号	項目	頁	様式	章	1	(1)	1	ア	①	質問	回答
										43>には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の企業名等が特定できるような表示は、一切、付さないでください。」とありますが、正本のみに企業名対照表をお付けする必要はありますでしょうか。	
10	様式集について	32								様式 21～24 については、Excel 形式を公表頂けますでしょうか。	ご質問について、EXCEL フォーマットは、計算式等の錯誤を排除するため、入札参加者で作成してください。

＜ 要求水準書に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	I	1	(1)	1	ア	a	質問	回答
11	施設等の更新等に係る工事監理業務に関する共通事項	7	II	1	(4)	2)			市への完成確認報告については、工事監理者が選定事業者の一員であれば直接行うことも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問について、選定事業者は、「特別目的会社（SPC）」のことであり、「工事監理に当たる者（工事監理者）」は、選定事業者から工事監理業務の委託を受けた者をいいます。したがって、「工事監理に当たる者（工事監理者）」が選定事業者の一員であるとの概念は、仮に、「工事監理に当たる者（工事監理者）」が、選定事業者に出資している場合であっても適用されません。
12	屋外サインの改修業務について	8	II	2	(3)	1)			屋外サインの改修箇所の A-1、A-2 について具体的な場所の明記をご提示ください。	ご質問について、「入札説明書等に関する質問回答(1回目)等」の＜入札説明書等に関する追記事項＞3を参照してください。
13	建築設備保守管理業務	13	III	3	(5)	3)			「定期点検は、年3回、水道法の基準項目について行う。」とありますが、専門業者による年1回の水抜き清掃及び水質検査を実施しますので、あくまで受水槽本体の自主検査を年2回と言う見解で宜しいでしょうか。また、水質検査まで必要でしょうか。	ご質問の前段について、受水槽は、年1回以上の清掃及び年1回の水質検査を行うものとし、これとは別に年3回の定期点検を行うものとし、なお、定期点検の基準項目は、市と選定事業者で協議して定めるものとし、ご質問の後段について、水質

番号	項目	頁	I	1	(1)	1)	ア		a	質問	回答
											検査は年1回でよいものとします。
14	施設調査業務について	22	III	10	(3)					施設調査業務の成果品について業務完了時の提出書類及び部数は次の通りとなっておりますが、情報の記載がございません。成果品についての情報についてお示し頂けないでしょうか。	ご質問について、提出書類のうち「報告書（本編）」及び「報告書（資料編／各種調査計画書、各種調査データ、各種調査図面・写真、各種付属資料・参考資料等）」のそれぞれを3部とともに、すべての電子データ（原則として「PDF版」）一式とします。
15		22	III	10	(3)					施設調査業務の期限（令和5年4月から令和7年9月まで）については、貴市への成果品の提出完了までの期限という認識でよろしいでしょうか。	ご質問について、ご理解のとおりです。施設調査業務の完了期限（「成果品」の提出期限）は、令和7年9月末までとなります。
16	運営等業務に係る会議等への出席について	30	IV	2	(4)	2)	エ			「会議について、調理責任者等が参加する」とありますが、調理責任者等とは25頁記載の責任者等との認識でよろしいでしょうか。	ご質問について、調理責任者等とは、要求水準書の24、25頁に記載の責任者等となります。
17	機器による調査について	20			10	3	エ			機器調査対象として「病院本館棟等外壁調査」が記載されていますが、正しくは給食センター本体施設、との理解でよいでしょうか。	ご質問について、「病院本館棟等外壁調査」を「給食センター等外壁調査」に修正します。

＜ 添付資料・別冊資料に関する質問回答 ＞

なし

＜ 落札者決定基準に関する質問回答 ＞

なし

＜ 基本協定書（案）に関する質問回答 ＞

なし

＜ 事業契約書（案）に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	一	質問	回答
18	（「法令変更」等に	8	3		14	2				「…入札手続きにおいて提供した「本件施設等」に関する	ご質問について、「市が本件事業の入札手続において提供し

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
	よる設計の変更等)について								竣工図等の資料において明示されていない…」とありますが、入札手続き時において要求水準書別冊資料については、落札者決定後は PDF データや CAD データで共有して頂ける、との理解でよいでしょうか。	た本件施設等に関する竣工図等の資料」とは、「V 要求水準書の添付資料及び別冊資料」のうち、入札参加者に対して閲覧の用に供した「別冊資料」が該当します。なお、落札者決定後にこれらを、PDF データや CAD データで提供する予定はありませんが、必要に応じて、引き続き閲覧の用に供する予定です。
19	食中毒等	26	5	3	54	6	3		「事業者」に責任があるか不明な場合も「事業者」が「市」に対して損害賠償を行う点について、より合理的な内容とするために「・・・かつ、「市」は、 <u>食中毒等が「事業者」の責めに帰すべき事由によることが明らかになった場合</u> 、「市」は「事業者」に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。」と加筆できないでしょうか（下線部が加筆箇所）。	ご質問について、事業契約書（案）第 54 条第 6 項第 3 号は原案のとおりとします。ただし、同条第 4 項を以下の内容に変更します。 「4 前項の場合、「事業者」も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果を「市」に報告する。報告を受けた「市」は、追加調査が必要であると判断した場合には「事業者」と協力のうえ追加調査を行うものとし、追加調査が不要又は困難であると判断した場合には「事業者」の調査結果を承諾するか否かを定めるものとする。ただし、「市」は、合理的な理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延しないものとする。」
20	「市」による任意解除	32	7	4	70				「特に特段の理由を有することなく本契約を解除することが出来る」とは、特にどのようなケースが想定されるでしょうか。	ご質問について、現時点で具体的に想定している事例はありませんが、例えば今後の市の政策変更により、給食センターの維持管理運営等包括業務の委託を取り止めるケース等が想定されます。
21	「法令変更」に係る協議及び増加費用の負担	35	7	8	74	2			30 日以内に合意が成立しない場合、「市」は、「事業者」の同意なく「対応策」の内容を決定でき、その「対応策」に伴う増額費用は、原則として「事業者」が負担することに	ご質問について、事業契約書（案）第 74 条第 2 項及び第 76 条第 2 項中の「その「対応策」を決定して」を、いずれも「その合理的な「対応策」を決定して」に修正します。

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									<p>なります (3 項(4)号)。客観的に合理的な内容とするため、2 項に「・・・市」は、その<u>合理的な</u>「対応策」を決定して・・・」と加筆できないでしょうか (下線部が加筆箇所)。</p>	

< その他に関する質問回答 >

なし

以上